

予算決算委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第94号令和3年度宇部市一般会計補正予算（第9回）について、付託されました予算決算委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果としては、賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

本案は、歳出については、3回目の追加接種を含む新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、8月の豪雨による災害復旧費、新庁舎2期棟の実設計変更業務委託のほか、実施見込みにあわせ、障害福祉サービスに対する負担金、乳幼児医療扶助経費、職員給与費等経費などを補正し、歳入については、収入見込額に合わせ、国・県支出金のほか、使用料及び手数料、寄附金、諸収入などを補正し、また、補正財源の一部として、特別交付税を補正するものです。

本案については、本委員会の前期全体会において関係部局から概要説明を聴取した上で、担当分科会に送付しました。

その後、各分科会での慎重なる審査を経て、後期全体会において、各分科会から、担当事項について審査経過の報告を受けました。

以下、各分科会からの報告について申し上げます。

まず、文教民生分科会において、総務費寄附金に計上されている男女共同参画推進事業費寄附金300万円に関する寄附者の意向についてただしたところ、寄附者からは、コロナ禍における女性への支援として、市が無償配布している生理用品の購入に充ててもらいたいとのことであった。

しかしながら、今年度の生理用品の必要数量は、本年6月補正において23万8,000円を計上し、充足しているため、寄附者にはその旨を伝え、男女共同参画センター・フォーユー運営経費として運用することです承を得ているとのことでした。

次に、男女共同参画センター・フォーユー運営経費に係る調査測量委託料及び同センター改修工事の事業内容についてただしたところ、これは、同センター内の女性用トイレ洋式化に係る整備を行うため、前述の寄附金を財源として300万円の増額補正をするものである。

同センターの女性用トイレは10か所あるが、洋式トイレはそのうち2か所のみの設置となっていることから、残り8か所の改修工事を行うこととしてい

る。今後、工事設計を踏まえた上で、トイレの洋式化を進めていきたいとのことでした。

次に、教育費のうち、小学校運営経費及び中学校運営経費に係る光熱水費を増額補正する理由についてただしたところ、現在、学校でのエアコン運用については、新型コロナウイルス感染症対策として、新たな生活スタイルを踏まえ、教室内の換気を行いながら稼働させている。

このたびの補正は、当初想定していた電気料を上回ったことにより、増額するものであるが、これは、コロナ対策への十分な取組を行った結果によるものと認識しているとのことでした。

次に、小学校施設耐震化事業費に係る小学校施設整備工事の内容についてただしたところ、今年度に供用開始した岬小学校のグラウンドとその周囲の道路沿いの石積擁壁をコンクリートの重力擁壁に造り替えることとしており、これに併せて、鉄骨製支柱の防球ネットを整備するものである。

防球ネットについては、学校が点検をするとともに、外部機関へも法定点検を委託しており、安全性の確保に努めているとのことでした。

次に、産業建設分科会において、債務負担行為の山口宇部空港ふれあい公園大型遊具設置事業の令和3年度分1億円について、当初予算で山口宇部空港ふれあい公園大型遊具設置に伴う測量設計業務委託で300万円の予算計上があったが、その調査の結果が出たため債務負担行為の補正を行うのかただしたところ、調査を踏まえて大型遊具設置にあたっての高さ制限や、設置位置、増設する駐車場の設計等について、県と合意形成に至ったことから、大型遊具の業者選定に着手するにあたり、補正を行うものであるとのことでした。

次に、ときわ公園の博物館管理経費について、121万円の修繕料の補正額が計上されているが、当初予算ではどれくらいの金額を見込んでいたのかただしたところ、当初予算ではサボテン棟の鉄製ドアと吸収冷温水器操作基盤の修繕料と合わせて341万6千円を計上しており、既に執行済みである。

今回の補正ではときわミュージアムの雨漏り修繕を行うものであるとのことでした。

各分科会から以上のような報告を受けた後、本案に反対する立場から、次のような討論がなされました。

まず、本議案には、不適切な手続きによって行われようとしている市民課窓口業務人材派遣事業の債務負担行為補正が含まれている。

理由としては、派遣可能期間の延長等については、過半数組合への意見聴取が必要とされているものの、現時点では意見聴取を行っておらず、補正予算可決後に意見聴取する予定とのことであるが、債務負担行為は義務的経費であり、議決によって決定したことを後から意見聴取するという不適切な手続きがされようとしている。

次に、市民課窓口業務への人材派遣によって、導入当初期待されていた目的を果たしているのかという点で、待ち時間の短縮、市民サービスの向上、職員の負担軽減、個人情報取り扱い等を検証しているのかについては、検証はしているが、結果は持ち合わせていないとのことであった。

5月からは新庁舎の供用開始と同時に、総合窓口の業務が始まり、これを踏まえた人材派遣事業であるとのことであるが、待ち時間の短縮という点では、来庁者や市民からは、窓口の職員が答えられないから、毎度、奥の職員に聞きに行つて時間がかかるようになったという声もある。

また職員の負担軽減という点では、正規職員であれば、窓口業務がない時間に係の業務を行うことで効率的に業務をしていたものが、派遣社員は窓口業務のみに専念することになり、正規職員の業務負担は減っていないという指摘もある。

これらの検証なしに本事業を継続し、総合窓口へ移行することは、市民サービスの後退が避けられない。

以上の理由から本議案に反対するとの討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が議案第94号に係る審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いし、予算決算委員会の報告を終わります。